

環境省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）（本則関係）	・ ・ ・ ・ ・
○ 有明海・八代海等総合調査評価委員会令（平成十四年政令第三百五十五号）（抄）（附則第二項関係）	・ ・ ・ ・ ・
	7 1

改正案	現行
<p>（水・大気環境局の所掌事務）</p> <p>第五条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。第三十二条第一号において同じ。）及びダイオキシン類環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条に規定する基準をいう。同号において同じ。）の設定に関すること。</p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>六 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（モビリティ（自動車、船舶、航空機その他の人及び物の移動を可能とする機器をいう。第三十三条第三号において同じ。）に係るもの（大臣官房の所掌に属するものを除く。）に限る。）。</p> <p>七（略）</p>	<p>（水・大気環境局の所掌事務）</p> <p>第五条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。</p> <p>二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。</p> <p>三 環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。以下同じ。）及びダイオキシン類環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条に規定する基準をいう。以下同じ。）の設定に関すること。</p> <p>四 公害の防止のための規制に関すること。</p> <p>五 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の施行に関すること。</p> <p>六 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自動車の交通に起因して生ずる大気汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止に関する事務に関連するものに限る。）。</p> <p>七 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策</p>

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

(水・大気環境局に置く課)

定及び規制等に関すること。

八 環境の保全の観点からの工場における公害の防止のための組織の整備に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

九 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に関すること(環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)

十 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)

十一 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

十二 環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

十三 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること(自然環境局の所掌に属するものを除く。)

十四 有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(第三条第一項第三十三号、第三十四号及び第三十八号に掲げる事務、発生源機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)に限る。)

(水・大気環境局に置く課)

第三十条 水・大気環境局に、次の四課を置く。

総務課

環境管理課

モビリティ環境対策課

海洋環境課

(総務課の所掌事務)

第三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

第三十条 水・大気環境局に、次の四課を置く。

総務課

大気環境課

自動車環境対策課

水環境課

(総務課の所掌事務)

第三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水・大気環境局の所掌事務に関する総合調整に關すること。

二 環境の保全に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(發生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)に限る。)

三 環境の保全に關する関係行政機関の事務の調整に關すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(發生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)に限る。)

四 大気汚染に係る環境基準及びダイオキシン類環境基準の設定に關すること。

五 ダイオキシン類による環境の汚染の防止に關すること(他の所掌に属するものを除く。)

六 自動車排出ガス、特定特殊自動車排出ガス及び自動車騒音の許容限度並びに自動車の燃料に關する許容限度の設定に關すること。

七 環境の保全の観点からの工場における公害の防止のための組織の整備に關する基準等の策定及び規制等に關すること。

八 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に關する基準等の策定並びに当該整備に關する援助に關すること(環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)

(削る)

四 前三号に掲げるもののほか、水・大気環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(環境管理課の所掌事務)

第三十二条 環境管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基準及びダイオキシン類環境基準の設定に関する事。
二 公害の防止のための規制に関する事(モビリティ環境対策課及び海洋環境課の所掌に属するものを除く。)

三 環境の保全の観点からの工場における公害の防止のための組織の整備に関する基準等の策定及び規制等に関する事。

四 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に関する事(環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)

五 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関する事(環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)

六 環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関する事。

七 環境の保全の観点からの河川の保全に関する基準等の策定及び規制等に関する事(自然環境局の所掌に属するものを除く。)

八 水・大気環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関する事。

九 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関する事(人の健康の保護及び生活環境の保全

九 水・大気環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関する事。

十 前各号に掲げるもののほか、水・大気環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(大気環境課の所掌事務)

第三十二条 大気環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 騒音に係る環境基準の設定に関する事。
二 公害の防止のための規制に関する事(大気の汚染(ダイオキシン類によるものを除く。次号において同じ。)、騒音、振動及び悪臭に係るもの(総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。)に限る。)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三 前二号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関する事(人の健康の保護及び生活環境の保全

のために行うもの（モビリティ環境対策課及び海洋環境課の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

（削る）

（モビリティ環境対策課の所掌事務）

第三十三条 モビリティ環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止のための規制に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止に関すること。

三 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（モビリティに係るもの）（大臣官房の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

（海洋環境課の所掌事務）

第三十四条 海洋環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 湖沼及び海域における水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項の排水基準の適用に関すること。

二 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定水域における水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）の防止のための規制に関すること。

のために行うものであって、大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係るもの（総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

四 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による大気汚染の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

（自動車環境対策課の所掌事務）

第三十三条 自動車環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止のための規制に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

二 前号に掲げるもののほか、自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止に関すること。

三 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自動車の交通に起因して生ずる大気汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止に関する事務に関連するものに限る。）。

（水環境課の所掌事務）

第三十四条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準並びに水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係るダイオキシン類環境基準の設定に関すること。

二 水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第六号において同じ。）土壌汚染及び地盤沈下の防止のための規制に関すること。

三 (略)
四 (略)

(削る)

五| 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

(削る)

六| 環境の保全の観点からの湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること(自然環境局の所掌に属するものを除く)。

七| (略)

八| 前各号に掲げるもののほか、第五条第十五号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての海洋及び湖沼(これらの水底の底質を含む。)に係るもの

三 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関すること。
四 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

五| 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)

六| 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況(放射性物質による水質の汚濁の状況に限る。)の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

七| 環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

八| 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること(自然環境局の所掌に属するものを除く。)

九| 有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関すること。

十| 前各号に掲げるもののほか、第五条第十五号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水(水底の底質を含む。)、土壌及び地盤に係るもの

◎有明海・八代海等総合調査評価委員会令（平成十四年政令第三百五十五号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第八条 委員会の庶務は、環境省水・大気環境局海洋環境課において処理する。</p>	<p>（庶務） 第八条 委員会の庶務は、環境省水・大気環境局水環境課において処理する。</p>